

報告第7号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

多可町長 戸田善規

専決第9号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成27年7月28日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び 事故発生年月日	対物事故 平成27年5月20日 午前11時頃
事故発生場所	
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金63,936円也
事故の概要	豊部地内の狭い町道を通行中、前方からの車を交わすことが困難と判断して、来た道を後退していたところ、相手方自宅前花壇に接触して損傷させた。  (過失割合 町10割：相手方0割)